

問い合わせ電話番号  
について

市内には、市外局番が 0743 の地域と 0745 の地域があります。  
※市外局番 0743 の地域の方は、市外局番が表記されていない場合は、市外局番 0745 をつける必要があります。

お知らせ  
information

掲載の情報についての詳細は  
市のホームページをご覧ください

市役所の開庁時間

午前 8 時 30 分～  
午後 5 時 15 分  
(土・日曜日、祝日、  
年末年始は閉庁)

☎0745-82-8000(代)

福祉医療

■福祉医療費受給資格証の更新手続きが必要です

現在お持ちの資格証の有効期限は 7 月 31 日です。対象の方には新しい資格証を更新申請書とともに、7 月下旬に郵送します。同封の申請書等に必要事項を記入のうえ、返信用封筒で返送してください。

ただし、令和 2 年 1 月 2 日以降に宇陀市に転入された方や無申告などで所得不明の方、その他手続きが必要な方は、窓口へお越しいただく場合があります。対象となる方には、7 月中旬に通知します。

■各制度の対象者は次のとおり  
手続きがまだの方はお早目に  
手続きをお願いします。

【心身障害者医療費助成制度】  
対象  
○65 歳未満で身体障害者手帳 1 級・2 級、または療育手帳 A1・A2 の交付を受けている方

○65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療保険に加入されていない方で、身体障害者手帳 1 級・2 級、または療育手帳 A1・A2 の交付を受けている方

【ひとり親家庭等医療費助成制度】  
対象

○母子・父子家庭の母・父、児童 (18 歳の年度末まで) など

【重度心身障害老人等  
医療費助成制度】  
対象

○65 歳以上で、身体障害者手帳 1 級・2 級、または療育手帳 A1・A2 をお持ちで、後期高齢者医療制度に加入されている方  
○75 歳以上で、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象の方  
※重度心身障害老人等医療費助成制度受給者の方については、受給資格証を発行していませんが、更新手続きは必要です。

※乳幼児医療費受給資格証 (0 歳～小学校就学前のお子さん) と子ども医療費受給資格証 (小・中学生) は更新の必要はありませんが、ご加入の健康保険や振

医療・保険の窓口からお知らせします

(問) 保険年金課 ☎82・3672 / IP ☎88・9086

込口座などに変更がある場合は届出をお願いします。

また、現在子ども医療費助成制度により、小・中学生の通院の助成も行っていますが、申請書が未提出の方は受給資格証の交付ができませんので、医療費助成を受けていただくことができません。

国民健康保険

■納税通知書を発送します

7 月 14 日 (火) に国保加入世帯の世帯主あてに納税通知書を発送します。本人が国保に加入していない場合でも、世帯のなかに国保に加入している方がいれば、世帯主に納税義務が生じるため、あて先は世帯主となります。ただし、保険税額は、被保険者のみで計算します。

被保険者になるのは、届け出したときではなく職場の健康保険等を抜けたとき、転入したときなどです。  
納付の方法等は次のとおりです。

【普通徴収 (年金天引き以外) の方】

7 月から翌年 2 月まで 8 期に分けて納付書あるいは口座振替で納付していただきます。納付書に記載の納期限内に納付いただきますようお願いいたします。

【特別徴収 (年金天引き) の方】  
受給の年金から天引きにより納付していただきます。また申し出により口座振替での納付に変更することもできます。

■新しい国民健康保険高齢受給者証を発送します

70 歳以上 75 歳未満の方に交付されているこの受給者証の有効期限は 7 月 31 日です。対象の方には新しい受給者証を、7 月 22 日 (水) に郵送します。

有効期限の過ぎた受給者証は、8 月 1 日以降に保険年金課、各地域事務所へ返却してください。

■限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きが必要です

現在お持ちの認定証の有効期限は 7 月 31 日です。引き続き認定証が必要な方は、7 月 22 日 (水) 以降に保険年金課、各地域事務所まで申請してください。  
ただし、国民健康保険税に滞納がある場合は、認定できません。

【申請に必要なもの】

○マイナンバー ○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○現在お持ちの認定証 ○長期入院該当 (※) の方は、過去 1 年間の入院領収書 (※申請日前 91 日以上の入院があり、世帯主および世帯の国保被保険者が令和 2 年度住民税非課税の場合)

■国民健康保険税額の決まり方

税額は、医療分、後期支援金分、介護分で構成され、それぞれ所得割額、均等割額、平等割額の合計金額で決まります。

|                    | 所得割  | 均等割      | 平等割      | 限度額   |
|--------------------|------|----------|----------|-------|
| 医療分                | 9.3% | 27,800 円 | 22,400 円 | 61 万円 |
| 後期支援金分             | 2.7% | 9,000 円  | 7,200 円  | 19 万円 |
| 介護分<br>(40～64 歳の方) | 3.0% | 15,200 円 | —        | 16 万円 |

なお、70 歳以上 75 歳未満で申請が必要な方は、世帯主および国保被保険者が令和 2 年度住民税非課税、もしくは課税総所得 145 万円以上 690 万円未満 (現役並み所得者) の場合です。

■新しい国民健康保険特定疾病療養受療証を発送します

現在お持ちの受療証の有効期限は 7 月 31 日です。新しい受療証は令和 2 年度住民税の課税状況により「自己負担限度額」の決定を行った後、7 月 22 日 (水) に郵送します。

■所得申告について

保険税所得割額の算出、限度額適用認定証や高額療養費の判定などの基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。まだ申告の済んでいない方は、早急に手続きをしてください。

後期高齢者医療保険

■新しい後期高齢者医療被保険者証を発送します

現在お持ちの保険者証の有効期限は 7 月 31 日です。対象の方には新しい保険者証を、7 月中旬に

■後期高齢者医療保険料の決まり方

保険料の額は、  
・均等割 (被保険者が等しく負担する部分)  
・所得割 (前年の所得に応じて負担する部分) の合計

|             |   |                    |   |                                    |
|-------------|---|--------------------|---|------------------------------------|
| 保険料<br>(年額) | = | 均等割額<br>(48,100 円) | + | 所得割額<br>(総所得金額 - 33 万円)<br>× 9.41% |
|-------------|---|--------------------|---|------------------------------------|

※保険料は、2 年ごとに後期高齢者医療広域連合により改定されます。  
※賦課限度額は、64 万円です。(どんなに所得が高い方でも、年間保険料額は 64 万円が上限となります)

■後期高齢者医療保険料軽減制度の改正

今年度より均等割額軽減措置のうち、5 割軽減と 2 割軽減について判定基準所得が改正されます。

【均等割軽減内容】

| 被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額                                                                                       | 軽減割合     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 「基礎控除額 (33 万円)」を超えない世帯<br>※本来は 7 割軽減ですが、特例措置の見直しにより、今年度は 7.75 割軽減になります。(昨年度 8.5 割軽減)                      | 7.75 割軽減 |
| 「基礎控除額 (33 万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下」の世帯<br>(その他各種所得がない場合)<br>※令和 2 年度より本則の 7 割軽減になります。(昨年度 8 割軽減) | 7 割軽減    |
| 「基礎控除額 (33 万円) + 28.5 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 (昨年度 28 万円)                                                   | 5 割軽減    |
| 「基礎控除額 (33 万円) + 52 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 (昨年度 51 万円)                                                     | 2 割軽減    |

【職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置の改正】

後期高齢者医療制度の資格取得前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方は、資格取得後 2 年間に限り保険料均等割額が 5 割軽減となり、所得割額は課されません。  
※均等割額軽減は、7 割軽減、7.5 割軽減が優先されます。

一定の障がいをお持ちの方へ

65 歳以上 75 歳未満の方で一定の障がいをお持ちの方は、現在ご加入されている医療保険と後期高齢者医療保険のいずれかを選択していただくことができます。後期高齢者医療保険の選択をご希望になられる方は、保険年金課までお問い合わせください。

## 国民年金保険料免除等の申請について

今年度の免除申請を7月1日から受付します

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が、免除・猶予となる制度があります。

**保険料免除**は、本人・配偶者世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

**納付猶予**は、本人が50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、全額納付猶予されます。

対象は7月から令和3年6月までの期間です。  
免除された期間の半分は納付月として、年金額の計算へ入ります。また、10年以内に追納して、満額の年金に近づけることができます。

退職（失業）した方は、特例免除制度があります。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる該当者の所得を除外して審査が行われます。特例免除を申

請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを持参してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の保険料の納付が困難となった場合、所得の申し立てによる臨時特例免除申請を行うことができます。



問 桜井年金事務所  
(☎0744・42・0033)  
問 保険年金課  
(☎82・3672 / IP ☎88・9086)

## 住民票写し等の第三者交付に係る本人通知制度をご存じですか

この制度は、住民票の写しや戸籍謄（抄）本、戸籍の附票などの不正請求・取得を防止するため、第三者からの請求でこれらを交付した時に、本人に通知するものです。通知を希望する方は、事前登

録が必要です。

### 【対象】

○宇陀市に住民登録されている方（以前に住民登録をしていた方で平成26年6月20日以降に削除された方を含む）  
○宇陀市に本籍がある方（除かれた戸籍も含む）

### 【登録の有効期間】

登録した日から3年間。満了後は、再度申請が必要です。

### 【必要書類】

○写真付の公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）  
写真付でないものは2点（保険証、年金手帳等）

○法定代理人の場合は、戸籍謄本や資格を証明するもの（宇陀市に本籍があり、法定代理人の資格が確認できる場合は不要）  
※委任状による代理人申請や郵送申請の場合も、本人確認書類の写しが必要です。

なお、この制度は交付の事実（発行書類や通数など）を通知するもので、交付を受けた第三者の氏名、住所等は通知しません。

また、住民票の写し等交付の可否を事前に本人に確認する制度ではありません。

問 市民課  
(☎82・2143 / IP ☎88・9076)

## 個人番号の通知カードが廃止になりました

個人番号確認書類として利用していた「通知カード」が5月25日以降法改正により廃止されました。（住民票の記載内容と一致している場合のみ、当分の間、利用することができます）  
今後、個人番号を確認する場合は、個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号が記載された住民票もしくは住民票記載事項証明書をご利用ください。

※令和2年5月25日以降に、出生等で新たに個人番号を取得された方には、個人番号通知書で個人番号を通知しますが、個人番号を証明する書類として使用できませんのでご注意ください。

### 問 市民課

(☎82・2143 / IP ☎88・9076)



▲「通知カード」の見本

## 水道メーター取替えのお知らせ

検定有効期限を迎えるメーターの取替えをします。屋外作業ですので、お留守でも実施させていただきます。取替え作業終了時には、お知らせの文書で通知させていただきます。

### 【入居者の決定方法】

くじによる抽選

抽選会日 8月18日（火）

入居指定日 9月1日（火）

### 【その他】

○入居資格審査会で申込者の実態調査と資格審査を行います。

○市営住宅は建築年数も経過し、壁等に傷や汚れなどがありますが、修繕できかねるところがあります。

【敷金】入居時の家賃の3か月分の敷金が必要です

### 問 公営住宅課

(☎82・5642 / IP ☎88・9096)

## 市営住宅（公営・改良）入居者募集

市営住宅（公営・改良）入居者募集

### 【入居申込書配布・受付期間】

日時 7月1日（水）～13日（月）

業務時間中

場所 公営住宅課

【申し込み】申込書により問へ（郵送不可）

※申し込みは1世帯1戸のみ

【必要書類】入居申込書・誓約書・市税完納証明書・マイナンバーカード等

### 【申込資格】

○今年6月30日時点で市内在住・

在勤で、住むところに困っている方（持ち家がある方は原則申し込みできません）。

○改良住宅については、今年6月30日時点で、団地の住所地域に住所があること。

○同居親族がいる方。婚約中で入居指定日まで婚姻できる方、事実上婚姻（内縁）関係にある方（住民票により確認できる方）。

○世帯全員の基準月収額（※）が15万8千円以下であること。ただし、裁量世帯に該当の方は21万4千円以下であること。



○大宇陀地域  
上、上中、上本、上茶、下茶、下本、下中（各地区の一部）  
○室生地域  
無山、染田、小原（各地区の一部）  
○水道局  
(☎82・2185 / IP ☎88・9067)

## 募集物件一覧

| ■笠神団地 304号（公営住宅） |                         |
|------------------|-------------------------|
| 団地の住所            | 菟田野松井 252-1             |
| 構造 / 建設年度        | RC造4階建 / 平成9年           |
| 間取り / 面積         | 3LDK/74.24㎡（家族世帯向け）     |
| 家賃               | 18,800円～（収入に応じて算出）      |
| 共益費              | 2,000円（変動する場合あり）        |
| 駐車場              | 2,000円（必要な場合、1戸につき1台のみ） |

| ■川向団地 116号（改良住宅） |                   |
|------------------|-------------------|
| 団地の住所            | 菟田野岩崎 238-9       |
| 構造 / 建設年度        | 簡易耐火構造2階建 / 昭和62年 |
| 間取り / 面積         | 4DK/88.08㎡        |
| 家賃               | 7,000円～（収入に応じて算出） |

| ■梅ノ木団地 3号（改良住宅） |                   |
|-----------------|-------------------|
| 団地の住所           | 大宇陀小附 1451-5      |
| 構造 / 建設年度       | 簡易耐火構造2階建 / 昭和58年 |
| 間取り / 面積        | 3DK/65.72㎡        |
| 家賃              | 7,000円～（収入に応じて算出） |

| ■高倉東団地 2号（公営住宅） |                    |
|-----------------|--------------------|
| 団地の住所           | 榛原檜牧 2132-3        |
| 構造 / 建設年度       | 木造2階建 / 昭和61年      |
| 間取り / 面積        | 3DK/69.56㎡         |
| 家賃              | 14,600円～（収入に応じて算出） |

| ■西谷改良団地 14号（改良住宅） |                    |
|-------------------|--------------------|
| 団地の住所             | 室生西谷 139-1         |
| 構造 / 建設年度         | 木造2階建 / 平成9年       |
| 間取り / 面積          | 4DK/84.22㎡         |
| 家賃                | 10,500円～（収入に応じて算出） |
| 共益費               | 2,400円（変動する場合あり）   |

## コンビニ交付サービス

一時停止します

システムメンテナンスのためサービスを一時停止します

**7月23日（木）～26日（日）の終日**

全ての証明書が発行不可

問 市民課 (☎82・2143 / IP ☎88・9076)

問 税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)

## 図書館からのお知らせ

※中央図書館・大宇陀図書館の、7月のイベントは、コロナウイルス感染拡大対策のため、全て中止させていただきます。  
状況に応じて、ホームページ等でお知らせします。ご理解いただきますようお願いいたします。

### 第66回 青少年読書感想文全国コンクール 課題図書を用意しています！

|                                                                                                                                             |                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>小学校低学年</p>  <p>『タスキのきょうしつ』<br/>山下明生 作<br/>あかね書房</p>     | <p>小学校中学年</p>  <p>『ねこと王さま』<br/>ニック・シャット作 / 絵<br/>徳間書店</p> |
| <p>小学校高学年</p>  <p>『ぼくが消えたかぞく』<br/>鈴木六郎 写真<br/>ポプラ社</p>    | <p>中学校</p>  <p>『平和のバトン』<br/>弓狩匡純 著<br/>くもん出版</p>         |
| <p>高等学校</p>  <p>『キャパとゲルダ』<br/>マーク・アロンソン 著<br/>あすなろ書房</p> |                                                                                                                                            |

7月の休館日 7・14・21・23・24・28

中央図書館 ☎82-4749 / IP 88-9110  
【開館時間】 9:30～17:00  
大宇陀図書館 ☎83-0976  
【開館時間】 9:00～17:00

- ②市民教養講座**  
ふるさと歴史講座  
宇陀の歴史にふれ、ふるさとの魅力を再発見しましょう。
- 【日時】 7月31日（金）  
午後1時30分～3時
- 【場所】 中央公民館
- 【対象】 市内在住・在勤の方
- 【定員】 30人（抽選）
- 【講師】 辻本宗久氏（元市役所文化財課職員）
- 【受講料】 無料
- 【申込期間】 7月1日（水）から15日（水）に問へ
- ①2とも**  
問中央公民館  
☎83-0951 / IP 88-9180  
【休館日】 木曜日・祝日

### 令和3年宇陀市成人式の 実行委員を募集



▲前年度実行委員

Event&Others  
イベント・その他  
広報うだ10月号掲載  
わが家のアイドル  
写真募集

広報うだ10月号にお子さんの“笑顔の写真”を載せて成長の記念にしませんか。  
皆さんで広報うだを「笑顔いっぱい」にしましょう。  
※市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。  
詳しくは問へ

問秘書広報情報課  
☎82-3612 / IP 88-9089  
メール：hishokounou@city.uda.lg.jp

- 「宇陀市自主放送番組審議会」公募委員募集
- 市自主放送番組の適正および内容の充実を図るにあたり、市民の皆さんの意見を幅広く反映させるため、公募委員として参加していただける方の応募をお待ちしています。
- 【応募資格】 次の要件の全てに該当する方  
○宇陀市在住の満20歳以上の方  
○番組制作や自主放送事業について関心がある方  
○市職員および市議会議員でない方  
○他の同審議会等の公募による委員に選任されていない方
- 【募集人数】 3人（委員定数15人以内のうち）
- 【任期】 8月1日から令和4年7月31日まで（予定）
- 【職務内容】 市長からの諮問を受けて審議し、答申を行います。  
（1）自主放送番組の基準および内容について審議する  
（2）必要に応じて、自主放送番組全般について意見を述べる  
※審議会の開催は、年1回程度を予定
- 【応募方法】 7月20日（月）までに申込書に必要事項を記入し、持参・郵送・FAXもしくはメールで問まで  
持参・自主放送スタジオ

- 郵送…〒633-0254 榛原高校台75番地 グリーンスクエアII番館 自主放送スタジオ 内 宇陀市自主放送番組審議会事務局 宛  
FAX…0745・82・2496  
メール：jishuhousou@city.uda.lg.jp
- 【選考方法】 書類選考（結果は7月下旬に応募者全員に通知します）
- 問自主放送スタジオ  
☎82-2497  
☎82-2497
- 「Life&Environment  
産業・まちづくり」
- 鳥獣被害防止を進めます
- 有害鳥獣防除ライセンス  
取得助成事業  
被害防除のため狩猟免許を取得する方に助成金を交付します。
- 【対象】 市内在住の方
- 【金額】 1万円以内
- 【締切日】 12月4日（金）
- 問農林課  
☎82-3679 / IP 88-9090

### 狩猟免許試験

|     | 試験日時                     | 備考                                        |
|-----|--------------------------|-------------------------------------------|
| 第1回 | 8月30日（日）<br>午前9時30分～午後4時 | 【試験区分】<br>適正・知識・技能試験                      |
| 第2回 | 9月27日（日）<br>午前9時30分～午後4時 | 【試験場所】<br>奈良県農業研究開発センター交流サロン棟（桜井市池内130-1） |
| 第3回 | 12月6日（日）<br>午前9時30分～午後4時 |                                           |

※各回の前日に試験のための講習会が開催されます

- 【対象】 奈良県在住の方  
○新たに狩猟免許を受けようとする方  
○既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする方
- 【締切】 各試験日の10日前までに必要書類と費用を添えて奈良県猟友会へ提出（申請書類は問まで）

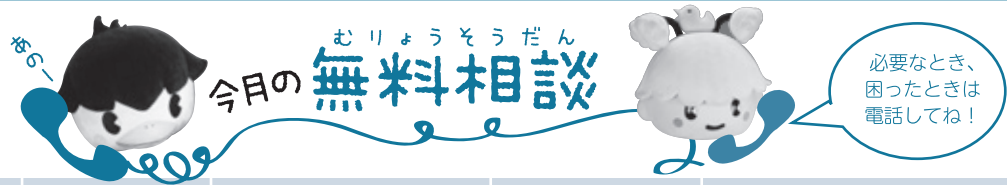


Education・culture&sports  
教育・文化・スポーツ

中央公民館講座  
受講生募集

- ①入門講座  
ちりめん細工教室
- 【日時】 7月17日（金）  
午後1時30分～3時
- 【場所】 榛原分館（榛原総合センター）
- 【対象】 市内在住、在勤の方
- 【定員】 15人（抽選）
- 【参加費】 500円（材料代）
- 【内容】 ちりめん生地を使用した小さな芸術作品にチャレンジ。洗濯はさみを使った、かわいらしい「這い子人形」を作ります。
- 【講師】 三神清子先生
- 【申し込み】 7月1日（水）から10日（金）に問へ





| そうだんのしゅるい             | そうだんできる日                                   | 場所は？               | 時間は？                                   | くわしいことが聞きたい                                                 |
|-----------------------|--------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 行政相談<br>[予約不要]        | 7月1日(水)                                    | 菟田野分館              | 9:00～12:00                             | 総務課<br>(☎82・1302 / IP ☎88・9068)                             |
|                       | 7月8日(水)                                    | 室生振興センター           |                                        |                                                             |
|                       | 7月15日(水)                                   | 大宇陀人権交流センター        |                                        |                                                             |
|                       | 7月15日(水)                                   | 宇陀市役所(212会議室)      |                                        |                                                             |
| 人権相談                  | 7月8日(水)                                    | 室生振興センター           | 9:00～12:00                             | 人権推進課<br>(☎82・2147 / IP ☎88・9077)                           |
|                       | 7月15日(水)                                   | 大宇陀人権交流センター        |                                        |                                                             |
| 消費生活相談窓口<br>[予約不要]    | 7月2日・6日・9日・13日・16日・20日・27日・30日<br>(各月・木曜日) | 宇陀市役所<br>(213会議室)  | 13:00～16:00                            | 商工産業課<br>(☎82・5874 / IP ☎88・9075)                           |
| こころの健康相談<br>[要予約]     | 7月21日(火)                                   | 予約の際にお知らせします       | 13:30～16:30                            | 中央保健センター<br>(☎92・5220 / IP ☎88・9175)                        |
| DV相談<br>[要予約]         | 7月22日(水)                                   | 予約の際にお知らせします       | 13:00～16:00<br>(1人50分・1日3人)            | 人権推進課<br>(☎82・2147 / IP ☎88・9077)                           |
| 若者自立のための<br>無料相談[要予約] | 7月22日(水)                                   | 宇陀市役所<br>(213会議室)  | 14:00～17:00<br>(※相談員の都合で中止となる場合があります。) | 【予約先】<br>若者サポートステーションやまと<br>(☎0744・44・2055)                 |
| 中南和法律相談<br>センター[要予約]  | 月～金曜日<br>(祝日除く)                            | ※電話での相談のみ          | 13:00～16:00                            | 【予約先】奈良弁護士会<br>(☎0742・22・2035)<br>(相談日の2週間前より受付)            |
| 生活困窮者<br>自立相談支援窓口     | 月～金曜日<br>(祝日除く)                            | 宇陀市役所<br>厚生保護課(2階) | 9:00～12:00<br>13:00～16:00              | 厚生保護課<br>(☎82・2221 / IP ☎88・9079)                           |
| 家計改善支援相談              | 毎週火・金曜日<br>(祝日除く)                          | 宇陀市役所<br>厚生保護課(2階) | 9:00～12:00<br>13:00～16:00              |                                                             |
| 巡回職業相談<br>[要予約]       | 7月8日(水)                                    | 宇陀市役所<br>(213会議室)  | 9:00～12:00<br>13:00～15:00              |                                                             |
| ひとり親福祉資金<br>貸付相談[要予約] | 7月2日・16日<br>(各木曜日)                         | 宇陀市役所              | 10:00～16:00                            | 【予約先】こども未来課<br>(☎82・2236 / IP ☎88・9080)<br>(相談日の2日前の11時までに) |

■弁護士による福祉専門相談・精神科医による専門相談  
広報うだ今月号折り込みの「うだし社協だより」P4に掲載しています。

■宇陀市教育相談(就学)[無料・要予約]

【日時】7月27日(月)・29日(水)・30日(木)・31日(金)・8月3日(月)・5日(水)・6日(木)  
午前9時～午後4時(予約必要)  
【場所】榛原総合センター 研修室  
【内容】令和3年度、小学校・中学校・特別支援学校

(盲・ろう・養護学校)への就学について、特別な支援が必要であると思われるお子さんの相談

【申し込み】7月6日(月)～10日(金)までに☎へ  
(午前8時30分～午後5時15分)

☎教育総務課  
(☎82・3973/IP ☎88・9259/FAX82・3900)



▲昨年の様子



▲昨年の様子

■令和2年  
「古市場納涼夏まつり」  
例年8月16日に開催していましたが「古市場納涼夏まつり(盆踊り)」は、実行委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を避けての実施は難しいと判断し、やむを得ず今年は中止することとなりました。  
毎年、この夏まつりの開催にあたり、物心共に多大なるご協力をいただいておりますが、ご理解いただきありがとうございます。誠に残念ではありますが、ご理解いただきますとともに、来年以降の開催につきましては、皆さまのご協力を賜りますことを重ねてお願いいたします。  
問古市場納涼夏まつり実行委員会  
萬谷方(☎84・2107)

■宇陀子どもフェスタ 2020  
9月6日(日)、開催を予定していましたが「宇陀子どもフェスタ2020」は、協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者およびボランティアの皆さまが安全で安心して参加いただける運営が困難であると判断し、やむを得ず今年度の事業を中止することに決定いたしました。毎年ご協力いただいているボランティア各種団体の皆さまにおかれましては、事業中止の判断をご理解いただきまして、引き続き、本事業へのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。来年「宇陀子どもフェスタ2021」で、皆さまとお会いできる日を楽しみにしています。  
問生涯学習課  
(☎82・30975 / IP ☎88・9364)

## 宇陀市会計年度任用職員を募集

市では会計年度任用職員として勤務していただける方を随時募集しています。

応募方法は、登録制度に基づき、あらかじめ希望する職種や勤務時間などを登録していただく必要があります。

任用にあたっては、登録された方の中から条件に合う方を担当課で選考し、面接審査などを経て決定します。

業務内容、勤務条件、申込方法など、詳しくは市のホームページをご確認ください。



問人事課(☎82・1303 / IP ☎88・9069)

## サマージャンボ7億円 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて) サマージャンボミニ1千万円 (1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円  
7月14日(火)2種類同時発売!  
発売期間 7/14(火)～8/14(金)  
公益財団法人奈良県市町村振興協会

プラスチック製買い物袋の有料化が始まります!

## レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力ください



国は海洋プラスチックごみ対策、地球温暖化対策等の取り組みの一環としてプラスチック製買物袋(レジ袋)有料化の義務化を全国一律に行うことになりました。

レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

【レジ袋有料化に関する問い合わせ先】

消費者向け

☎ 0570-080180

事業者向け

☎ 0570-000930

エコバックを持って街に出よう。



制度概要などの詳細はこちら

